

2019年3月25日

土木鋼構造診断士及び土木鋼構造診断士補の資格区分広がる

「鋼道路橋だけでなく、コンクリート道路橋の点検・診断も認められる」

このたび、国の「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年国土交通省告示第1107号）」に基づく技術者資格登録簿において、遅ればせながら「土木鋼構造診断士」及び「土木鋼構造診断士補」において、新たな資格区分が追加登録されました。（第5回：平成31年1月31日）

これによって、これまで鋼道路橋の点検・診断の範囲内に限られていた当資格が「土木鋼構造診断士」がコンクリート道路橋の点検と診断業務に、「土木鋼構造診断士補」がコンクリート道路橋の点検業務にそれぞれ必要な知識・技術を有する者と公的に認定されました。鋼道路橋とコンクリート道路橋に適用範囲が広がったことで、鋼構造とコンクリート構造が同一橋梁に混在していた場合、一連で点検・診断業務を行うことが可能となりました。今後、当資格のこれまでの技術研鑽や実績が社会に認められ、橋梁（コンクリート橋）維持管理業務の発注要件等の設定への反映等、自治体を含め種々活用されることが期待されます。

当該資格取得の皆様は、従来の鋼構造のみでなく、コンクリート構造の知識と経験等を積み、当該資格の社会的評価のレベルアップに寄与されるようお願いいたします。なお、更新講習、新規講習に積極的に参加され、最新の技術と知見を修得されることをお勧めします。

■登録の内容

○土木鋼構造診断士

- ① 「橋梁（コンクリート橋）」の「点検」業務を行う「担当技術者」（品確技資第259号）
- ② 「橋梁（コンクリート橋）」の「診断」業務を行う「担当技術者」（品確技資第262号）

○土木鋼構造診断士補

- ① 「橋梁（コンクリート橋）」の「点検」業務を行う「担当技術者」（品確技資第260号）

リンク：国土交通省ホームページ：http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html